

4 その他の必要な事項

4.1 公害苦情件数

福岡市及び西区における公害苦情件数を表 3.4.1-1 に示す。

福岡市における令和3年度の公害苦情件数の総数は489件であった。また、その内訳については、騒音に係るものが半数以上を占めている。

西区についてみると、総数は57件であり、騒音、悪臭、大気汚染の順に多かった。

表 3.4.1-1 公害苦情件数

年 度 区		総数	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
全市	平成29年度	408	63	49	209	17	63	7
	30年度	471	96	50	233	18	69	5
	令和元年度	460	89	52	251	19	46	3
	2年度	486	62	38	292	16	78	—
	3年度	489	75	40	277	22	74	1
西区(令和3年度)		57	8	6	25	6	11	1

出典：福岡市統計書（令和4年（2022年）版）福岡市

4.2 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

1) 福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）

福岡県では、平成 24 年度に『豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県』を目指す「福岡県環境総合ビジョン（第三次福岡県環境総合基本計画）」を、平成 29 年度に「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」を策定し、各種施策が推進されてきた。

これらを踏まえて、令和 3 年度に、地球温暖化（気候変動）、生物多様性、食品ロス等の様々な環境問題の状況変化に的確に対応するため、新たな福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）を策定した。このビジョンでは、近年の環境問題についての現状・課題や対応する施策を総合的に取りまとめるとともに、重点的に推進する取組については SDGs ゴールとの関連性を示して常に SDGs を意識しながら施策等に取り組んでいる。

第五次福岡県環境総合基本計画では、第四次計画に引き続いて、環境の視点から 7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿と、現状と課題、施策の方向、目標・指標が示されている。

《7つの柱》

（1）経済・社会のグリーン化 ―技術・システム・ライフスタイルのイノベーション―

- ① 経済・社会のグリーン化の推進
- ② グリーンイノベーションの推進

（2）持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり ―多様な主体による環境啓発活動や環境教育―

- ① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ② 環境を考えて行動する人づくりの推進

（3）低炭素社会への移行 ―地球温暖化防止と気候変動への適応―

- ① 温室効果ガスの排出削減（緩和策）
- ② 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）
- ③ 気候変動の影響への適応（適応策）

（4）循環型社会の推進 ―資源の効率的活用と廃棄物の適正処理―

- ① 限りある資源の効率的な利用
- ② 資源循環利用の推進
- ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

（5）自然共生社会の推進 ―生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現―

- ① 生物多様性の保全と自然再生の推進
- ② 生物多様性の持続可能な利用

（6）健康で快適に暮らせる生活環境の形成 ―心地よい空気・水・土・居住環境の保全―

- ① 統合的な対策
- ② 大気環境の保全
- ③ 水環境の保全
- ④ 土壌環境の保全
- ⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
- ⑥ その他の生活環境の保全

（7）国際環境協力の推進 ―県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善―

- ① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ② 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、令和3年3月に、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

また、環境分野における福岡県の基本計画である福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）を支える計画として、一般廃棄物及び産業廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を更に推進し、廃棄物の適正な処理を確保することにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

・一般廃棄物の令和7年度の目標

区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	県の令和 7(2025) 年度 目標値	前計画における 県の令和 2(2020) 年度 目標値(参考)
ごみ総排出量	1,785 千 t	1,769 千 t	1,681 千 t 平成 30 (2018) 年度比 -5%	1,820 千 t 平成 26 (2014) 年度比 -2%
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	526 g	528 g	516 g 平成 30 (2018) 年度比 -2%	538 g 平成 26 (2014) 年度比 -1%
再生利用率 (総排出量比)	21.9%	24.6%	22%	23%
最終処分量	180 千 t	182 千 t	171 千 t 平成 30 (2018) 年度比 -6%	191 千 t 平成 26 (2014) 年度比 -2%

・産業廃棄物の令和7年度の目標

区 分		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	県の令和 7(2025) 年度 目標値	県の令和 2(2020) 年度 目標値(参考)
排出量		15,255 千 t	15,440 千 t	15,291 千 t 平成 30(2018)年度比 1%増以内	15,716 千 t 平成 25(2013)年度比 3%増以内
再生利用率 (排出量比)	汚泥	10.2%	10.2%	10%	6%
	汚泥以外	86.0%	86.7%	90%	90%
最終処分量		488 千 t	520 千 t	526 千 t 平成 30(2018)年度比 1%増以内	648 千 t 平成 25(2013)年度比 3%増以内

出典：福岡県廃棄物処理計画

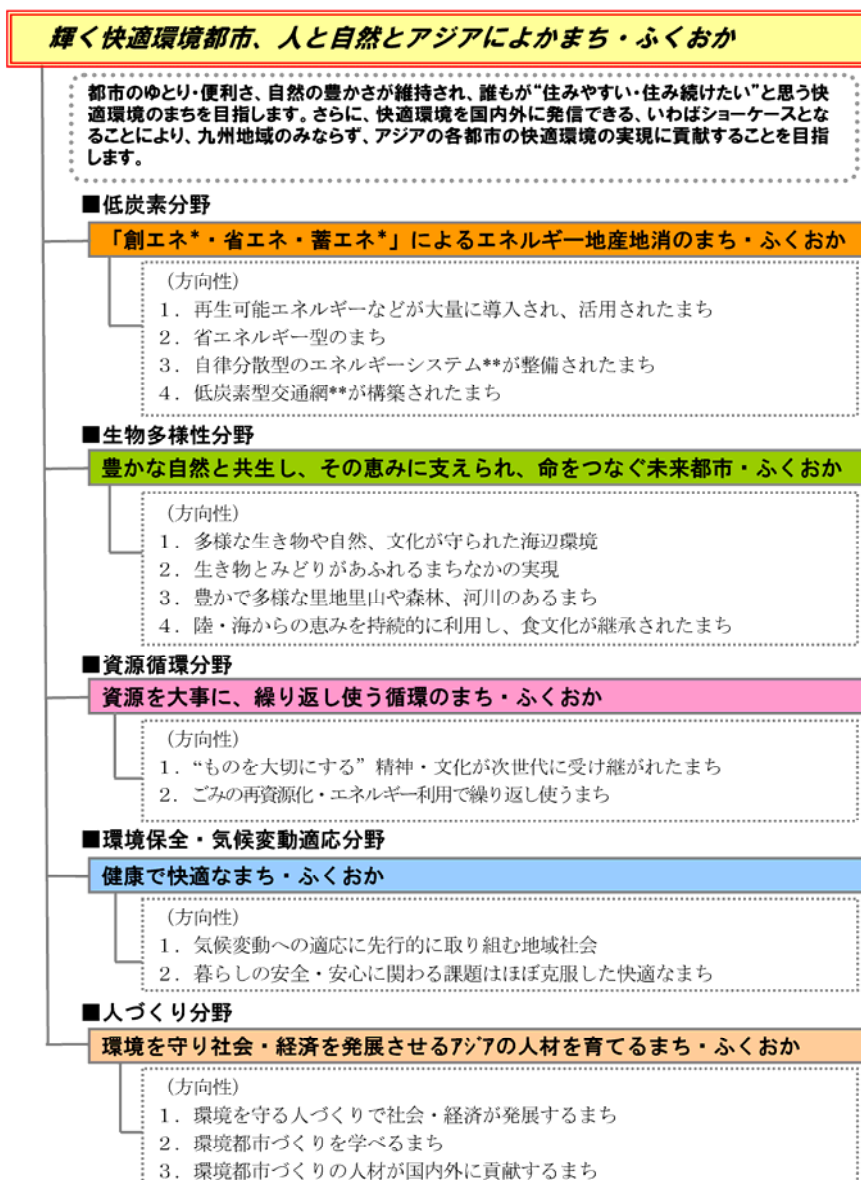
3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」を平成 25 年（2013 年）3 月に策定している。

本ビジョンでは、福岡市環境基本計画（第 2 次：平成 18 年策定）の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、2050 年の将来像を設定している。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、地域社会のあり方や経済活動に深く関係する他の行政分野の計画においても、今後、策定・改定を行う際に本ビジョンが環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけている。

・取組の方向性



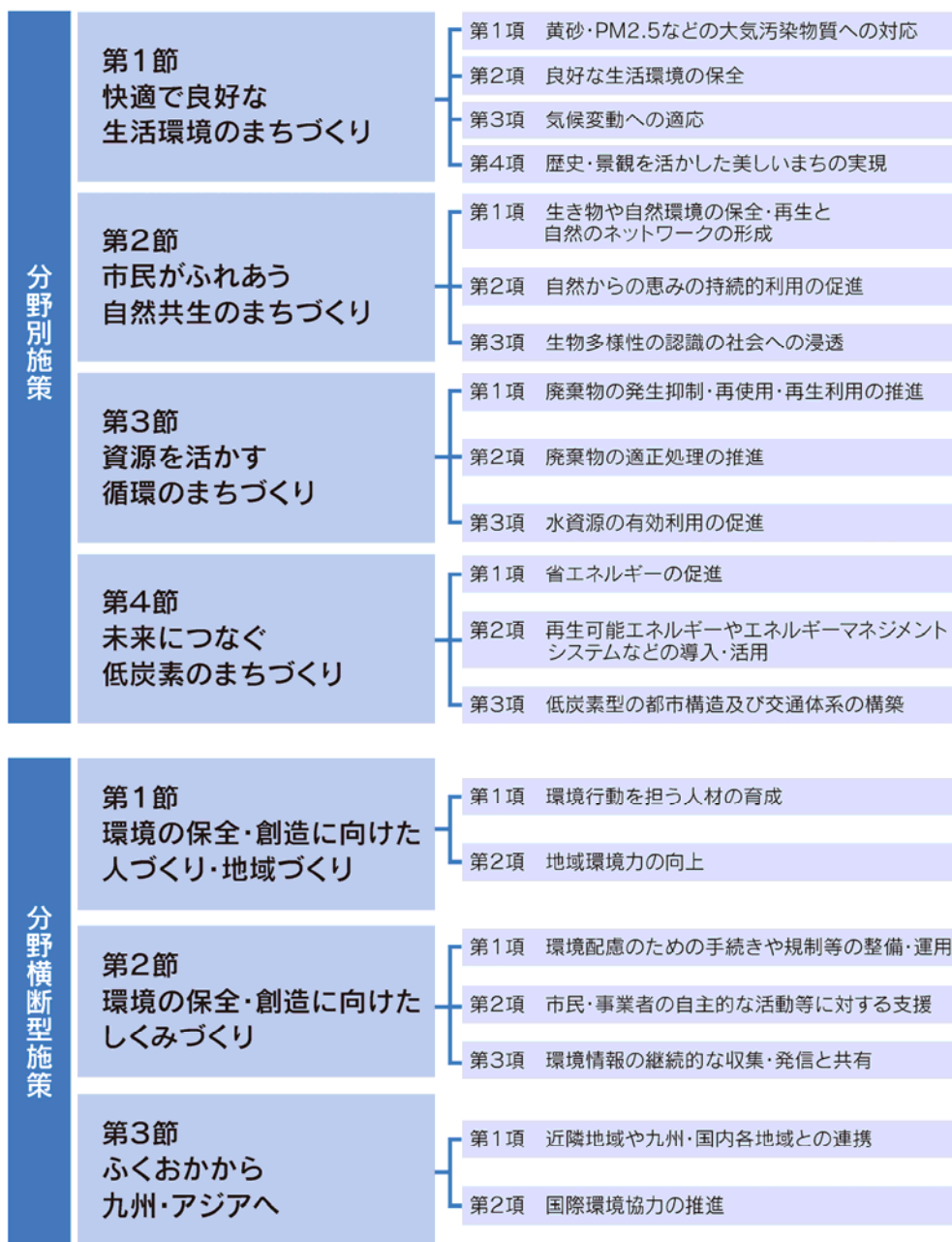
出典：福岡市新世代環境都市ビジョン

4) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づいて、「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置付けられている計画である。

この計画では、21世紀全体を見据えたまちの姿を描きつつ、2024年度までの取組みの方向性を定めている。

・施策の体系



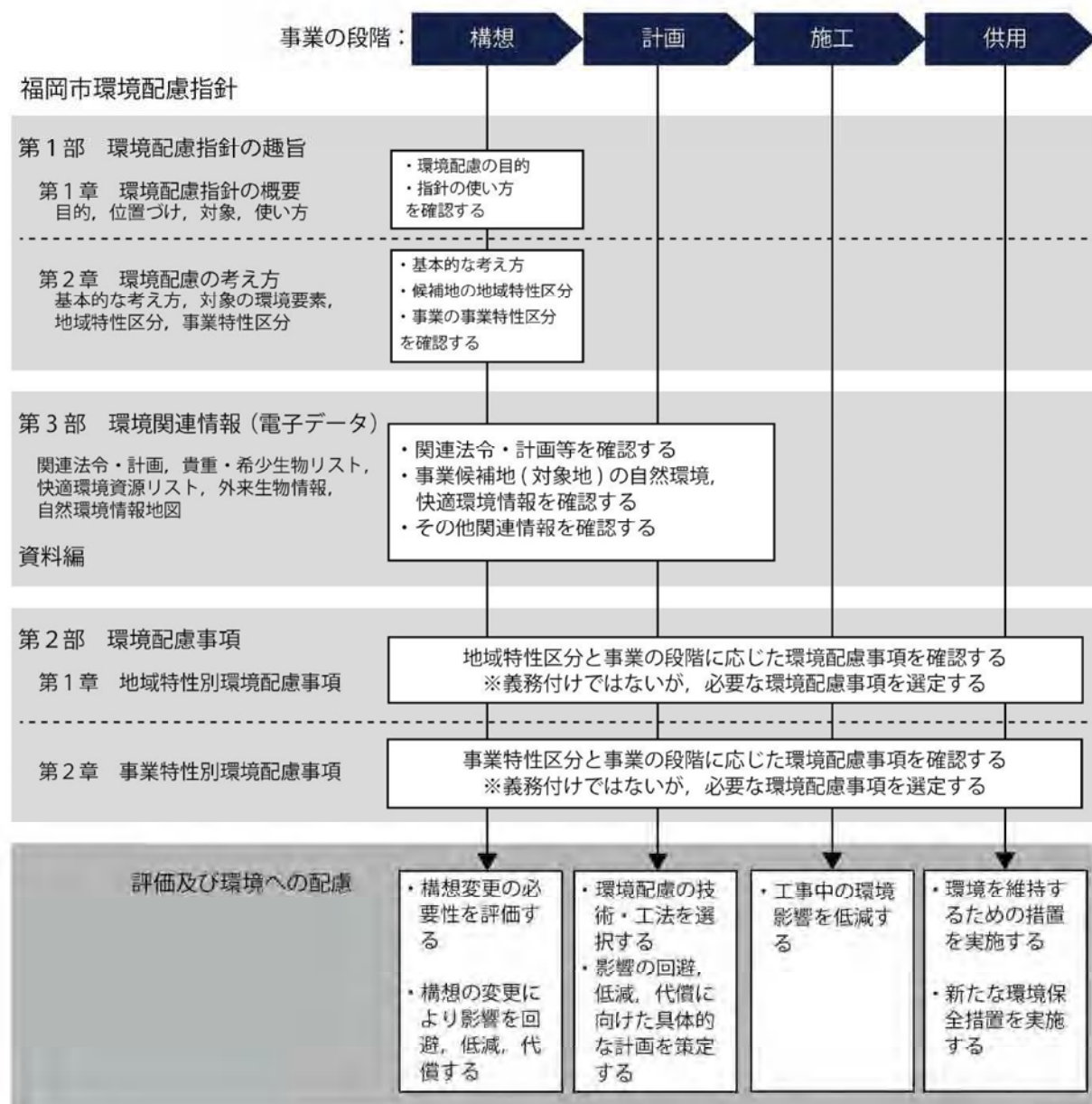
出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「福岡市環境基本計画（第三次）」

5) 福岡市環境配慮指針

福岡市環境配慮指針は、福岡市が環境基本計画（第三次）で掲げた〈くめぐすまちの姿〉「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」を実現するために、事業者に対して福岡市内の自然環境や生活環境の情報などを提供することにより、環境影響評価法及び福岡市環境影響評価条例に基づいた環境影響評価（環境アセスメント）を行う場合の基礎資料としての利用のほか、法及び条例の対象とならない規模の小さな事業についても本指針を活用して自己評価に基づく自主的な環境配慮に取り組むことを目的としている。

本準備書では、「1.5 動物、植物、生態系の状況」（p. 3-34～3-42）における既存資料として本指針を活用した。

・指針の使い方



出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「福岡市環境配慮指針（改定版）」（令和5年2月現在）

この指針では、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく8つの地域特性区分に分類し、各地域特性区分に従い、それぞれの地域に必要な環境配慮事項を示しており、本事業の地域特性区分は「内陸部（市街住宅地域）」に該当する。内陸部（市街住宅地域）における環境配慮事項及び環境配慮の要点は表 3.4.2-1に示す。また、この指針では、事業特性別の環境配慮事項も整理されており、本事業は「ごみ焼却施設整備事業」に該当する。ごみ焼却施設整備事業における環境配慮事項を表 3.4.2-2に示す。

表 3.4.2-1 内陸部（市街住宅地域）における環境要素ごとの環境配慮事項と環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮事項	環境要素ごとの環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	周辺環境への大気汚染、騒音や振動、車両の走行による渋滞の助長対策	排水による水質汚濁、幹線道路沿線での大気汚染、騒音・振動などの公害発生の防止に努める。また、ヒートアイランド現象緩和のため風の道を確保するなど、建築物の配置を検討する。
	大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	生態系への影響の軽減対策	周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備・管理を行い、生物の生息空間の創出、生態系ネットワークの形成に配慮する。
	貴重・希少生物等の生息・生育環境の保全	
	外来生物対策	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	山地・丘陵地域から連なる緑のネットワークを分断しないよう緑地や水辺空間の適切な配置に努める。
環境への負荷の低減	環境負荷の低減を考慮した計画	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のほか、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討する。

出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「福岡市環境配慮指針（改定版）」

表 3.4.2-2 ごみ焼却施設整備事業における環境配慮事項

環境配慮の対象とする環境要素		配慮事項
A	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減
		水環境への影響低減
		地形・地質・土壌への影響低減
		ヒートアイランド現象の影響軽減
		住民の安全・生活の維持
B	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減
		動物の移動経路の確保、行動習性に配慮した付帯施設の設置
		生物の生息・生育環境に連続性を持たせる
		貴重・希少生物の保存
C	人と自然との豊かな触れ合いの確保	外来種の侵入・拡散防止
		良好な景観の維持・創出
		人と自然との触れ合いの確保
D	環境への負荷の低減	歴史的・文化的資源の保全
		廃棄物削減・資源の循環利用
		温室効果ガス排出削減

出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「福岡市環境配慮指針（改定版）」

6) 生物多様性ふくおか戦略

(1) 戦略の位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、2013年に策定している。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで福岡市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

(2) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取り組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取り組みをとりまとめている。

(3) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域としている。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野性生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要がある、対象地域を越え、広域に視野を広げた取り組みも検討するとしている。

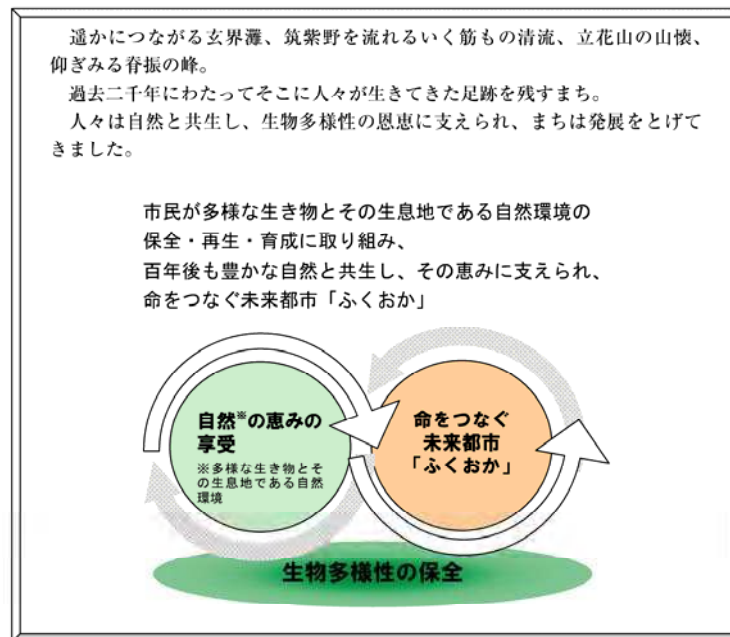
(4) 戦略の理念

「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を本戦略の理念として以下のとおり示している。

- ①すべての生命が存立する基盤を整える
- ②人間にとって有用な価値を持つ
- ③豊かな文化の根源となる
- ④将来にわたる暮らしの安全性を保障する

また、100年後の将来像を全体目標と地域別目標に区分し、各地域特性に伴った地域別目標を示している。

・100年後の将来像



出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「生物多様性ふくおか戦略」

(5) 戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえた方向性を、本戦略の基本的方向として示すとともに、当初10年間の基本的方向及び施策の方向性を次のように定めている。

- ①：市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させます
- ②：ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援します
- ③：海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します
- ④：動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指します
- ⑤：ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進します
- ⑥：安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくります
- ⑦：生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進します
- ⑧：生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承します
- ⑨：生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造します
- ⑩：ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取り組みを推進します
- ⑪：ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築します

7) 循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）

福岡市では、平成23年12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画」（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマとして「福岡式循環型社会システムの構築」に市民・事業者とともに推進してきた。その結果、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少している。

一方、人口は前計画の想定を上回って増加し、事業所数も増加している。また、平成27年の「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、プラスチックごみや食品ロスの削減など新たな課題への対応も求められている。

令和3年8月に策定された「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの取組みにより「福岡式循環型社会システムの構築」を一層推進するものである。

(1) 計画期間

変化が予想される社会環境や2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響にも柔軟に対応していくため、長期的なごみ減量への基本方針を定めた「長期ビジョン」と5年ごとに具体的な施策を定める「実行計画」を策定するものとして、計画期間は以下に示すとおりである。

基準年度：2019年度（令和元年度）

循環のまち・ふくおか推進プラン（長期ビジョン）	10年間（目標年度：2030年度） 2021～2030年度（令和3～12年度）
第1期 実行計画	5年間（中間目標年度：2025年度） 2021～2025年度（令和3～7年度）
第2期 実行計画	5年間（目標年度：2030年度） 2026～2030年度（令和8～12年度）

出典：循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）

(2) テーマ・基本方針

① テーマ

SDGsの理念を踏まえ、「循環のまち・ふくおか」の取組みをさらに進化させ、将来世代に繋いでいくためのチャレンジであることから、テーマは「みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ『循環のまち・ふくおか』」とし、発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取組みを推進する。

② 基本方針

テーマの実現に向けて、以下に掲げる4つの基本方針を掲げ、施策を推進する。

基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

基本方針4 適正処理の更なる推進

(3) 計画の目標

① 数値目標

長期ビジョンで掲げたテーマを実現するため、次の3つの数値目標を設定している。

- ・数値目標1 ごみ処理量 目標年度（2030年度）までに基準年度（2019年度）より3.5万トン削減
- ・数値目標2 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量 基準年度（2019年度）に比べ25g削減
- ・数値目標3 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量 基準年度（2019年度）に比べ3kg削減

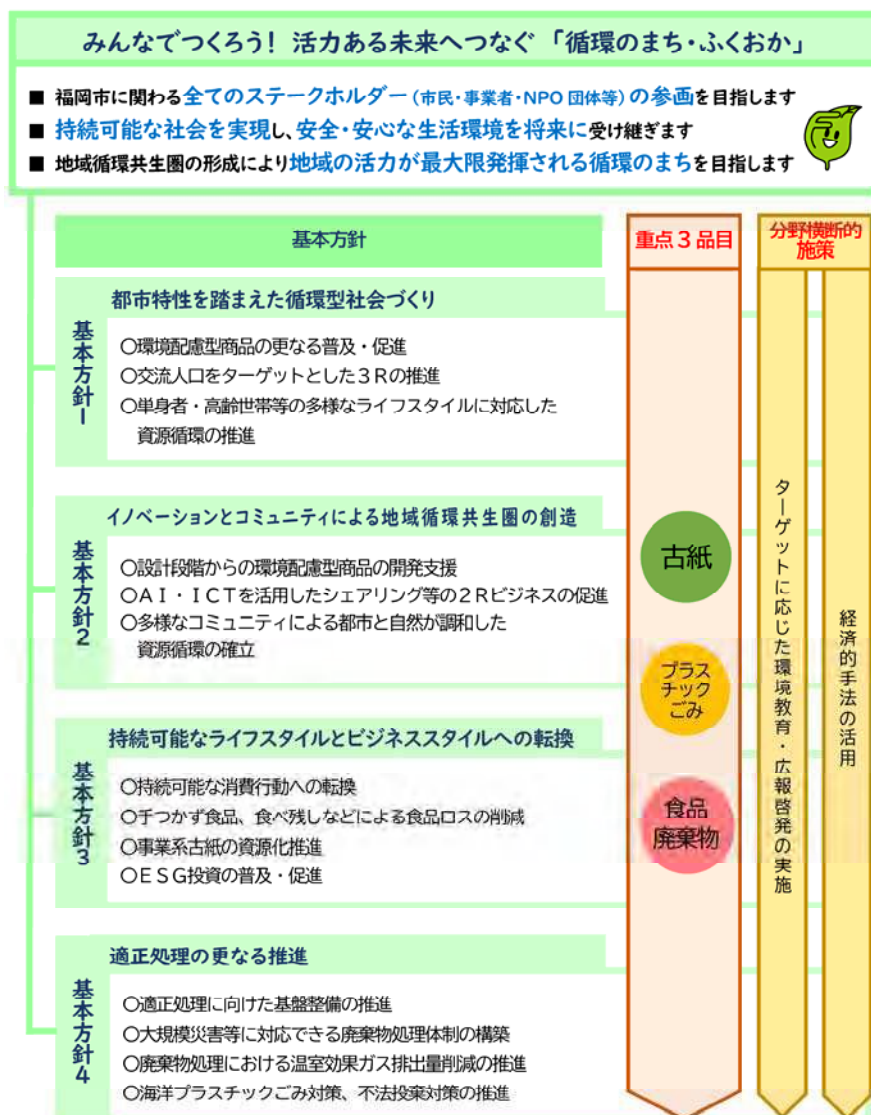
② 取組指標

施策の効果を多面的に把握するため、「環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上」をはじめとし13の取り組み指標を設定している。

(4) 施策の推進

① 施策の体系

4つの基本方針と施策の方向性に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定



出典：循環のまち・ふくおか推進プラン

② 重点３品目

ごみ減量・リサイクルの更なる取組みにつなげていくため、可燃ごみ組成の上位３品目である**古紙**、**プラスチックごみ**、**食品廃棄物**の３種類を重点３品目と位置付け、重点的な減量施策を実施する。

【施策の方向性】

	・ペーパーレス化の推進 ・再生紙の優先利用の促進 ・雑がみの認知度向上 ・地域特性に応じた地域集団回収の促進策検討 ・事業系古紙の資源化推進
	・業界団体と連携したバイオマスプラスチック等の代替素材の普及・促進 ・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援 ・マイバッグ・マイボトルの普及・促進 ・適正分別の周知徹底 ・プラスチックごみ処理のあり方検討 ・事業者の地域清掃活動への参加促進
	・駅、空港、宿泊施設等の施設特性に応じた３Ｒ推進モデル事業の実施 ・多様な主体との連携による資源化の取組み支援 ・消費期限等の理解促進、フードドライブの推進 ・事業系食品廃棄物の資源化推進

出典：循環のまち・ふくおか推進プラン

8) 福岡市地球温暖化対策実行計画

福岡市では、2016(平成 28)年 12 月に、第四次となる「福岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、「低炭素のまちづくり」に向けて取り組んできたが、近年の猛暑や豪雨などの気象災害の激甚化、パリ協定を契機とした国内外の潮流を踏まえ、脱炭素社会実現に向けた取組みを積極的に推進するため、2014(平成 26)年 6 月に策定された「福岡市環境・エネルギー戦略」を統合した上で、2022(令和 4 年)8 月に、「福岡市地球温暖化対策実行計画」の改定を行った。

計画の期間は 2022(令和 4)年度から、2040(令和 22)年度までの中間点である、2030(令和 12)年度である。計画の基準年度は、国の計画に合わせて 2013(平成 25)年度である。本計画では、めざす姿を「カーボンニュートラルを実装した都市」とし、温室効果ガス削減施策の家庭部門、業務部門、運輸(自動車)の重要 3 部門について、部門ごとに表 3.4.2-3 に示す削減目標を掲げている。

なお、福岡市では都市の新たな成長機会につなげていくため、2040 年度温室効果ガス排出実質ゼロをめざし、脱炭素社会の実現にチャレンジすることを表明している。

【チャレンジ目標】 2040 年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ市域での排出削減を進めるとともに、市外への貢献による削減の拡大、森林などによる吸収を組み合わせることで実質的な排出量ゼロをめざす。

《期間目標》

中期目標：2030(令和 12)年度は、市の 2040 年度のチャレンジ目標を踏まえ、市域の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 50%削減する。また、市域の排出量の削減とは別に、市外への貢献による削減の拡大や、森林などによる炭素吸収量の確保などを組み合わせ、100 万 tCO₂ 削減する。

《削減目標》

福岡市は 2030(令和 12)年度の温室効果ガス排出量を、2013(平成 25)年度比で、家庭部門では 69%、業務部門では 71%、運輸(自動車)部門では 23%削減する。

表 3.4.2-3 福岡市の部門ごとの削減目標 (国との比較)

区分	福岡市	国
家庭部門の削減率 (削減量)	▲69% (▲176 万 t CO ₂)	▲66%
業務部門の削減率 (削減量)	▲71% (▲214 万 t CO ₂)	▲51%
運輸(自動車)部門の削減率 (削減量)	▲23% (▲42 万 t CO ₂)	— (自動車部門のみ値なし)

出典：福岡市地球温暖化対策実行計画

福岡市地球温暖化対策実行計画では、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進を基本方針の一つとしている。この基本方針では、資源を最大限に活かす循環のまちを将来像に掲げ、「ごみの発生が抑制され、資源が循環利用されている」を目指している。

この基本方針では、将来像実現に向け、表 3.4.2-4 や表 3.4.2-5 に示す取り組み内容を挙げている。

また、地球温暖化対策の目標達成に向けた市役所業務における対策として、表 3.4.2-6 の取組についても示されている。

表 3.4.2-4 市民・事業者・行政の取組内容

区分	取組内容	市民	事業者	行政
廃棄物の減量	化石資源を原料とするプラスチックについてのごみの減量や代替素材への転換、食品ロスの削減等に取り組む。	●	●	●
資源の有効活用	廃棄物の発生抑制につながる効率的で持続可能なリサイクルに取り組む。	●	●	●
廃棄物埋立技術等の国際貢献	技術協力による海外の脱炭素化へ貢献する。			●
フロン類の適正管理	フロン類含有製品の適正廃棄やフロン類の適正回収に取り組む。	●	●	●

出典：福岡市地球温暖化対策実行計画

表 3.4.2-5 福岡市独自の取組による温室効果ガス削減の内訳

区分	取組内容	削減率 (削減量)
廃棄物の減量	家庭ごみルールブックや、出前講座をはじめ、先駆的・効果的な取組の紹介や市民・事業者の優秀な取組の表彰等、ごみ減量の啓発を推進する。	▲12% (▲3 万 t-CO ₂)
	一般廃棄物排出事業者に対して、引き続きごみ減量に関する計画書の提出等を求め、排出事業者等に対する減量化指導を行う。	
資源の有効活用	蛍光灯・乾電池等の有害廃棄物について、公共施設や販売店等で回収を行い、再資源化を促進する。	
	古着やレアメタル等の回収について、民間事業者への支援等により、資源化を促進する。 事業系ごみ（食品廃棄物、紙）の再資源化を支援する。	

出典：福岡市地球温暖化対策実行計画

表 3.4.2-6 目的達成に向けた市役所業務における対策（主たる事業に関する取り組み）

区分	取組内容
再生可能エネルギーの導入推進	（ごみ焼却熱の有効利用） 清掃工場での廃棄物発電等について、効率的な発電や排熱利用を引き続き推進する。

出典：福岡市地球温暖化対策実行計画

9) 福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画

福岡市は、2020(令和 2)年 2 月に、「2040(令和 22)年度温室効果ガス排出量実質ゼロをめざしたチャレンジ」を表明しており、これまでの「低炭素のまちづくり」から、最終的な到達目標である「脱炭素」へと向かって温暖化対策を総合的・計画的に推進するうえでは、福岡市役所自らの事務・事業においても、低炭素から脱炭素へと向かって取組みを強化していく必要がある。

このため、福岡市役所自らの事務・事業における温暖化対策について、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、令和 4 年 3 月に「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定した。なお、本計画の計画期間は、2022(令和 4)年度から 2030(令和 12)年度末までとしている。具体的な取組内容については表 3.4.2-7 に示すとおりである。

なお、本計画では、廃棄物処理分野における進行管理は「福岡市地球温暖化対策実行計画」において行うこととしている。

《対象とする範囲》

- ・福岡市役所の全ての事務・事業を対象とする。
- ・算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の 3 種類としている。（地球温暖化対策推進法の第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、福岡市役所の事務・事業で発生する物質）
- ・廃棄物処理における温室効果ガス排出量については、「福岡市地球温暖化対策実行計画」において進行管理を行う。

《削減目標》

- ・福岡市は 2030(令和 12)年度にエネルギー起源二酸化炭素排出量を、2013(平成 25)年度比で、70% 削減することとしている。

表 3.4.2-7 目標達成に向けた具体的な取組内容

区分	取組内容	
① 市有施設の省エネ対策	ア：省エネ性能の向上にむけた施設整備	・施設の新築・改修時には先進的な高効率機器の導入、建物の高断熱化を考慮・反映した整備を実施 ・市有施設の省エネ性能の向上（ZEB 化） など
	イ：機器や設備の運用改善	「省エネ・省 CO ₂ 手引書」に基づき運転方法や設定の見直し
② 再生可能エネルギーの利用推進	ア：太陽光発電設備の導入拡大	2030（令和 12）年度までに、設置可能な施設等の約 50％以上に設置（2040（令和 22）年度 100％）。
	イ：再エネ由来電力の調達	市役所業務で調達する電力を再エネ由来電力に切替。
③ 庁用車の脱ガソリン車への切替		車両新規導入や更新時には EV、PHEV、FCV の導入を検討
④ 主な分野における取組	ア：地下鉄分野	地下鉄車両の更新や大規模改修による電力消費量の抑制
		駅施設やトンネル内の照明の LED 化による省エネの推進
		七隈線延伸に伴う再エネ利用及び省エネ性能向上
	イ：下水道分野	下水道資源等を活用した再生可能エネルギーの導入
		水処理センターやポンプ場等における省エネの推進
	ウ：水道分野	省エネ型の高効率機器の導入等、水道施設全体の電力使用量削減
		浄水場などの水道施設における再エネ由来電力への切り替え、小水力発電、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入促進
		「配水調整システム」を活用した水道管の適正水圧の管理・調整による漏水防止
エ：廃棄物分野	水道施設におけるデマンドレスポンス（電力需要調整）の導入	
	熱回収による廃棄物発電及びその電力の有効活用	
⑤ その他の取組み		・「福岡市都市緑化マニュアル」に基づく緑化の推進 ・環境に配慮した調達等による環境負荷の低減 など

出典：福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画

10) 建設リサイクル推進計画 2020

国土交通省では、国及び地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的とし、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月）を策定している。

なお、福岡市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破碎し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、令和 2 年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は、ほぼ100%となっている。

表 3.4.2-8 本計画の目標（九州）

対象品目		平成30年度 (実績)	2024年目標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.1%	99%以上 (99%以上)
		99.1%	99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1%	95%以上 (97%以上)
		78.8%	90%以上 (95%以上)
建設混合廃棄物	排出率	1.3%	3.0%以下 (3.0%以下)
	再資源化・縮減率	54.4%	— (—)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.2%	96%以上 (98%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	72.2%	80%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「建設リサイクル推進計画2020」 令和2年9月